

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	スポーツ振興課
処分の 名称	周南市体育施設使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市体育施設条例第8条
基準規定	周南市体育施設条例第8条
審査基準	周南市体育施設条例第8条 （使用料の還付） 第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 （1） 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）の責めに帰さない理由により使用することができなくなったとき。 （2） 使用前に使用許可の取消しを申し出て、市長において相当の理由があると認めたとき。 （3） その他管理上の都合により使用許可を取り消したとき。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	スポーツ振興課
処分の 名称	周南市体育施設使用料の減額又は免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市体育施設条例第7条
基準規定	周南市体育施設条例第7条 周南市体育施設条例施行規則第5条
審査基準	1 周南市体育施設条例第7条 （使用料の減額及び免除） 第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 2 周南市体育施設条例施行規則第5条（使用料の減免）第5条 条例第7条の規定により、使用料の減額又は免除（以下「減免」という。）をすることができる場合は別表のとおりとする。ただし、夜間照明、固定照明設備、附属施設及び器具の使用料については、減免は行わない。 2 前項の規定によるもののほか市長が特に必要と認める場合については使用料の減免をすることができる。 3 使用料の減免を受けようとするものは、周南市体育施設使用料減免申請書（別記様式第6号）にその旨を記入し、関係書類を添えて提出しなければならない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	スポーツ振興課
処分の 名称	周南市体育施設使用許可
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体育施設条例第4条
基準規定	周南市体育施設条例第4条;第5条
審査基準	周南市体育施設条例第4条、第5条 （使用の許可） 第4条 体育施設（体育施設に附属する器具を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。 2 指定管理者は、前項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その利用について条件を付けることができる。 （使用の不許可） 第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。 （1） 公益を害し、風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 （2） 体育施設を破損するおそれがあると認めたとき。 （3） その他管理上支障があると認めたとき。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	